

監査報告書

平成22年5月11日

学校法人常葉学園
理事会 御中

学校法人常葉学園

監事 加藤正秀

監事 高木伯一

監事 石橋一郎

監事 堀敬史

監事 齋藤安彦

私たちは、学校法人常葉学園の平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の学校法人の業務、財産の状況及び計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び財産目録について監査を行ない、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

私立学校法第37条第3項及び学校法人常葉学園寄附行為第15条並びに学校法人常葉学園監事監査規程等の定めに基づき、理事会、評議員会等その他重要な会議に出席したほか、理事長等から業務の執行の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するとともに管理規則、経理規則等に基づき、業務及び財産の状況について調査をしました。また、会計監査人（静岡監査法人）から監査の報告を受け、計算書類等につき検査を行いました。

2 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上

監査報告書

平成22年5月11日

学校法人常葉学園
評議員会 御中

学校法人常葉学園

監事 加藤正秀

監事 高木伯一

監事 石橋一郎

監事 堀敬史

監事 齋藤安彦

私たちは、学校法人常葉学園の平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の学校法人の業務、財産の状況及び計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び財産目録について監査を行ない、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

私立学校法第37条第3項及び学校法人常葉学園寄附行為第15条並びに学校法人常葉学園監事監査規程等の定めに基づき、理事会、評議員会等その他重要な会議に出席したほか、理事長等から業務の執行の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するとともに管理規則、経理規則等に基づき、業務及び財産の状況について調査をしました。また、会計監査人（静岡監査法人）から監査の報告を受け、計算書類等につき検査を行いました。

2 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上